

「ちばのキラリ」ロゴマーク取扱要領

（目的）

第1条 本要領は、地域の特性や資源（自然的、経済的又は社会的な観点からみて、地域の特産物として認識されている農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、地域の観光資源として認識されているもの等をいう。以下「地域特性等」という。）を活用した商品の認知度向上を促し、その消費拡大による地域産業の活性化を図ることを目的として作成した、「ちばのキラリ」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（使用対象）

第2条 ロゴマークを使用できる者は、県内中小企業等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、農林畜水産事業者、各組合・団体、市町村、その他千葉県商工労働部産業振興課長（以下「管理者」という。）が適当と認める者）とする。

2 ロゴマークの使用対象は、前項に規定する者が製造又は販売する商品であって、地域特性等を活用するものとする。

（使用できるロゴマーク、用途等）

第3条 ロゴマークのデザインについては、次の各号に定めるものとする。

（1）ロゴマークのデザイン

フルカラー	モノクロ
	

（2）補足事項

ア ロゴマークは、3 cm以上での使用とする。ただし、管理者が認めるものについては、これよりも小さいサイズで使用できる。

イ 画像の一部分のみの利用や、加除・改変をしてはならない。

ウ その他、別に定める「デザインの使用ルール」を遵守すること。

2 ロゴマークは、次の各号に定める用途で使用することができる。

（1）用途1：地域特性等を活用した商品及び販売に係る個別の包装・パッケージ
（例）商品の包装 等

(2) 用途2：用途1以外で、地域特性等を活用した商品の活用促進・知名度向上を目的とした資材・景品等で販売しないもの

(例) のぼり、ポスター、チラシ 等

(3) 用途3：地域特性等を活用した商品の活用促進・知名度向上を目的とした広告

(例) ホームページ、雑誌等への広告掲載 等

3 ロゴマークの使用に当たっては、次の各号に定める内容を表示するものとする。なお、食品に表示する際は、食品表示法等関連法令を遵守すること。

(1) 「ちばのキラリ」ロゴマークは、千葉県の特産物等を活用した商品に付けられています。」等と表示すること。

(2) このロゴマークは地域特性等を活用していることを示すものであり、特定の商品の品質等を保証するマークではないため、食品関連の商品に使用する場合は、「「ちばのキラリ」ロゴマークは商品の品質を保証するものではありません。」等と表示すること。

(権利の所在)

第4条 ロゴマークに関する一切の権利は、千葉県に帰属する。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用の申込み)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、「ちばのキラリ」ロゴマーク使用申込書（別記様式1）を管理者に提出し、管理者の許諾を得なければならない。

2 管理者は、前項の規定による申込みの許諾に当たり、必要があると認めるときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。また、ロゴマークの視認性等の観点から、レイアウト、イメージ図を確認したうえで、デザインの修正を指示することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、使用申込書の提出は不要とする。ただし、管理者に事前に了解を得るものとする。

(1) 県内市町村、公益財団法人千葉県産業振興センター、県内の商工会議所、商工会等の商工関係団体及び千葉県の本庁又は出先機関に事務所を置く団体が、第3条第2項第2号又は第3号に規定する用途で使用するとき。

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(使用の許諾)

第7条 管理者は、第6条第1項の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該

当する場合を除き、デザイン等の使用を許諾するものとする。

- (1) 千葉県の商品性を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) ロゴマークを当取扱要領に従って使用しないおそれのあるとき。
- (5) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (6) その他、管理者が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

- 2 管理者は、ロゴマークの使用を許諾するときは、「ちばのキラリ」ロゴマーク使用許諾通知書（別記様式2）により使用者に通知するとともに、データの提供を行うものとする。

（使用許諾期間）

第8条 ロゴマークの使用許諾期間は、2年以内とする。

- 2 前項の使用許諾期間満了後において、引き続きロゴマークを使用しようとするときは、改めて使用の申込みを行い、管理者の許諾を得なければならない。

（許諾内容の変更の申込み）

第9条 使用者は、許諾を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ「ちばのキラリ」ロゴマーク許諾内容変更申込書（別記様式3）を管理者に提出し、その許諾を得なければならない。

- 2 管理者は、前項で申込みのあった許諾内容の変更を認める場合には、「ちばのキラリ」ロゴマーク許諾内容変更通知書（別記様式4）により使用者に通知するものとする。
- 3 書面又は電子メール等により、管理者と使用者とで事前に変更内容を協議し、管理者が軽微な変更と認めた場合は、第1項及び第2項の手続きを省略することができる。

（使用禁止及び許諾の解除）

第10条 管理者は、次の各号に該当すると認められた場合は、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) この要領で定めた取扱いを遵守しないとき。

- 2 管理者は、次の各号に該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。管理者は、使用を禁止し、又は使用の許諾を解除するときは、書面等により使用者に通知するものとする。

- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
- (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

(完成品の提出義務)

第11条 許諾を受けた使用対象物品に係る完成品は、速やかに管理者に提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難と管理者が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第12条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用は、許諾を受けた内容に限ること。
- (2) 別に定める「デザインの使用ルール」に従って使用すること。
- (3) 許諾を受けた内容については、これを譲渡し、又は転貸しないこと。第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、「デザインの使用ルール」等に則りロゴマークを取り扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底すること。

(暴力団排除措置)

第13条 第7条第1項及び第10条の規定にかかわらず、管理者は、使用者が次の各号に該当すると認められた場合は、ロゴマークの使用許諾をしない、又は、使用許諾を解除することができるものとする。

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(責任の制限)

第14条 使用者が、ロゴマークの使用、及び、管理者が使用許諾をしないこと又は許諾解除することによって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、千葉県は責任の一切を負わないものとする。

(使用状況の報告義務)

第15条 使用者は、千葉県が行う使用状況等の調査その他の照会に応じなければならない。

(使用状況等の公開)

第16条 管理者は、ロゴマークの使用状況等について情報を公開するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項については、別に定める。

2 本要領は通知なく改定される場合がある。改定内容については、千葉県ホームページ等で告知する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は令和元年11月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に許諾するものについて適用し、同日前に許諾したものについては、なお従前の例による。

3 この要領の施行の日前に許諾し、同日において使用者が既に作成済みの物品については、従前の表示事項のまま引き続き使用することができる。(管理者が許諾した期間に限る。)

附 則

(施行期日)

1 この要領は令和3年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は令和8年9月8日から施行する。

(別記様式1)

「ちばのキラリ」ロゴマーク使用申込書

年 月 日

千葉県商工労働部産業振興課長 様

住所 (申込者住所)

氏名 (申込者名称及び代表者名)

「ちばのキラリ」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

ロゴマークの用途	①用途1	②用途2	③用途3
----------	------	------	------

【連絡先】(担当者名)

(電話番号)

(E-mail)

※用途

- ①用途1：県内地域特性等を活用した商品及び販売に係る個別の包装・パッケージ
(例) 商品の包装 等
- ②用途2：用途1以外で、県内地域特性等を活用した商品の活用促進・知名度向上を目的とした資材・景品等で販売しないもの (例) のぼり、ポスター、チラシ 等
- ③用途3：県内地域特性等を活用した商品の活用促進・知名度向上を目的とした広告
(例) ホームページ、雑誌等への広告掲載 等

※添付書類

- ①使用者の概要 (別記様式1-1)
- ②企画書 (別記様式1-2)
- ③レイアウト、イメージ図等使用方法がわかるもの
- ④千葉県の地域の特性や資源 (地域特性等) を活用した商品の説明資料 (別記様式1-3)
- ⑤誓約書 (別記様式1-4)
- ⑥役員等名簿 (別記様式1-5)

(別記様式 1－1)

使用者の概要

名 称	
所在地	
事業内容	
従業員数	

※ホームページの打ち出し等での代用可

(別記様式 1－2)

企 画 書

申込者

用途 (選択して ください)	使用対象物品 (商品名)	使用する内容 (商品の包装、 チラシ、HP等)	活用する地域 特性等の名称	デザインの色 (選択して ください)	使用数 (見込み)	販売価格 (税込)	使用期間	使用場所
1・2・3				カラー・白黒				
1・2・3				カラー・白黒				
1・2・3				カラー・白黒				
1・2・3				カラー・白黒				
1・2・3				カラー・白黒				
1・2・3				カラー・白黒				
1・2・3				カラー・白黒				
1・2・3				カラー・白黒				
1・2・3				カラー・白黒				

※レイアウト、イメージ図等使用方法がわかるものを添付すること。(ロゴマークを挿入したい箇所、サイズ、表示事項の文言及び表示箇所を示すこと。)

(別記様式 1 - 3)

千葉県 の 地域 の 特性 や 資源 (地域特性等) を 活用 し た 商品 の 説明 資料

申込者

商品名	
活用する地域特性等の名称	
地域特性等の県内地域名	

1 地域特性等について

千葉県 の 地域 特性 等 (自然的、経済的又は社会的な観点からみて、地域の特産物として認識されている農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、地域の観光資源として認識されているもの等) としての説明

2 その他支援策の活用状況

国、市町村、商工会、商工会議所、その他支援機関等の支援策の活用状況 (計画の認定、補助金の使用、専門家派遣の利用、協同事業 等) について記載

※ホームページの打ち出し、雑誌等紙媒体のコピーでの説明可

(別記様式 1 - 4)

誓 約 書

年 月 日

千葉県商工労働部産業振興課長 様

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

㊞

ロゴマークを使用しようとする者（個人である場合はその者、法人その他の団体にあつては、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が「ちばのキラリ」ロゴマーク取扱要領第 13 条各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、ロゴマークの使用申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、ロゴマークを使用できないこと又はロゴマークの使用の許諾の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

※原本を PDF 化して電子で申請する場合は、押印した原本を保管すること。

(別記様式2)

「ちばのキラリ」ロゴマーク使用許諾通知書

産振指令第 号
年 月 日

様

千葉県商工労働部産業振興課長

年 月 日付けで申込みのあった、「ちばのキラリ」ロゴマークの使用について、申請のとおり許諾します。

記

1 許諾内容

許諾番号	使用対象物品	表示事項※

※表示が必要な事項

- ①「このマークは、千葉県の特産物等を活用した商品に付けられています。」等
- ②「このマークは、商品の品質を保証するものではありません。」等
- ③ その他（経過措置の適用 等）

2 使用の条件

- (1) ロゴマークの使用は、許諾を受けた内容に限ること。
- (2) 別に定める「デザインの使用ルール」に従って使用すること。
- (3) ロゴマークは、許諾を受けた使用者に限り使用することができる。これを譲渡し、又は転貸することはできない。第三者に使用対象物品等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、「デザインの使用ルール」等に則りロゴマークを取り扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底すること。
- (4) 使用する際には、物品に表示事項を付すこと。
- (5) 許諾を受けた使用対象物品に係る完成品は、速やかに管理者に提出すること。
- (6) 千葉県が行う使用状況等の調査その他の照会に応じること。

(別記様式3)

「ちばのキラリ」ロゴマーク許諾内容変更申込書

年 月 日

千葉県商工労働部産業振興課長 様

住所（申込者住所）

氏名（申込者名称及び代表者名）

年 月 日で許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 許諾番号

2 変更内容

--

※必要に応じて資料を別途添付すること。

(別記様式4)

「ちばのキラリ」ロゴマーク許諾内容変更通知書

産振指令第 号
年 月 日

様

千葉県商工労働部産業振興課長

年 月 日付けで申込みのあった、「ちばのキラリ」ロゴマークの許諾内容の変更について、下記のとおり許諾します。

記

1 許諾内容

(1) 許諾番号

(2) 変更内容

--

2 使用の条件

- (1) ロゴマークの使用は、許諾を受けた内容に限ること。
- (2) 別に定める「デザインの使用ルール」に従って使用すること。
- (3) ロゴマークは、許諾を受けた使用者に限り使用することができる。これを譲渡し、又は転貸することはできない。第三者に使用対象物品等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、「デザインの使用ルール」等に則りロゴマークを取り扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底すること。
- (4) 使用する際には、物品に表示事項を付すこと。
- (5) 許諾を受けた使用対象物品に係る完成品は、速やかに管理者に提出すること。
- (6) 千葉県が行う使用状況等の調査その他の照会に応じること。